



政令第

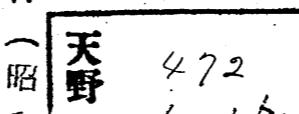
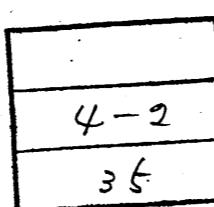
号

公職資格審査会設置令を廃止する政令

内閣は、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件  
 十年勅令第五百四十二号（昭和二年）に基き、この政令を制定する。  
 公職資格審査会設置令（昭和二十六年政令第二百二十一号）は、廃止する。

## 附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
  - 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
- 第十五條第一項の表中公職資格審査会の項を削る。



高橋

IV-25

理 由

覺書該當者としての指定の取消に関する内閣総理大臣の諮詢に対し  
公職資格審査会の答申を終了したからである。

## 審議法令

### 公職資格審査会設置令

内閣は、ホツグム宣言の要請に附いなる命令に関する件（昭和三十年勅令第五百四十一号）に基き、この政令を制定する。

#### （設置）

第一条 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和三十二年勅令第1号）の規定による  
覓書該当者としての指定を受けた者（団体等規正令（昭和二十四年政令第64号）第十二条  
の規定により公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令による覓書該当者としての指定  
を受けたものとみなされた者を含む。以下「覓書該当者」という。）の指定の取消人は指定  
の理由の一部の取消につき審査を行うため、總理府の附属機関として公職資格審査会（以下  
「審査会」という。）と置く。

#### （所掌事務）

第二条 審査会は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令第4条の二第1項の規定  
による覓書該当者の指定の取消又は指定の理由の一部の取消につき、内閣總理大臣の諮  
問に応じその意見を答申するものとする。

#### （組織）

第三條 審査会は、委員七人以内で組織する。

#### （議事）

2 委員は、実績経験のある者の中から、内閣總理大臣が任命する。  
3 審査会に会長を置く。会長は、委員が互選する。  
4 会長は、会務を總理する。

#### （秘書と守る義務）

第五条 委員は、内閣總理大臣が公表した事項を除き、審査会の審査に關する事項を外部  
に洩らしてはならない。

#### （庶務の處理）

第六条 審査会の庶務は、内閣總理大臣官房監査課において處理する。

#### （雜則）

第七条 前四条に規定するものを除く外、議事の手続きその他審査会の運営に關する事項は、外部  
事項は、会長が定める。

#### （附則）

1 この政令は、公布の日から施行する。  
2 總理府設置法（昭和二十四年法律第107号）の一部を次のように改正する。

第十五章第一項(表中)

国土総合開発法 審議会	国土総合開発法(昭和三十五年法律第二百五号)の規定によりその権限に任せしめられたに事項を行うこと。
公職資格審査会 査会	公職資格審査会設置令(昭和三十六年政令第二百三十号)に基 きその権限に任せしめられたに事項を行うこと。 に改めら さ

総理府設置法抜粋

第十五条 左の表の上欄に掲げる機関は、総理府の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それを下欄に記載する通りとする。

表略

内閣総理大臣 吉田 勲